

令和5年度 四国厚生支局管内健康保険組合監査時の指摘事項

区分	指摘事項
組織	USBメモリについては、USBごとに媒体管理簿を備え、適切に管理すること。
組織	公告を行う際は、理事長までの決裁を受けること。
適用・給付	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付・回収について、交付簿等を整備し管理すること。
収納	適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。
収納	利子収入について、事実発生の都度決議書を作成すること。
収納	保険証再発行手数料について、会計事務取扱規程に基づき、手数料を領収したときは、領収書を交付すること。
経理	積立金台帳と積立金との照合について、財産管理規程に基づき、その結果を明らかにするため、積立金台帳に確認年月日及び確認者を記録すること。
経理	固定資産台帳と財産との照合について、財産管理規程に基づき、その結果を明らかにするため、固定資産台帳に確認年月日及び確認者を記録すること。
経理	備品台帳と財産との照合について、財産管理規程及び会計事務取扱規程に基づき、その結果を明らかにするため、備品台帳に確認年月日及び確認者を記録すること。
経理	支出決議書は、「款」、「項」、「目」ごとの日付順に整理すること。
経理	切手及びレターパックの受払状況や残枚数について、定期的に現物照合を行い、常務理事までの決裁を受けること。